資料１

旭川市の動物愛護管理の全体体系イメージ

現　状	課　題
改正動物愛護管理法の施行	法に応じた市条例が必要
殺処分（過去３年間：犬０，猫７）	譲渡までの期間の長期化
ペットオーナーの高齢化・「生活弱者」化	終生飼養の困難事案や多頭飼育崩壊の発生
苦情の対応（過去３年間：犬328，猫476 ）	ペットや野良による迷惑や被害感情対応
災害・感染症の大規模化・長期化・広域化	具体的な災害等対応の検討
修繕・更新が必要な設備・機器の増加	計画的な修繕・更新の立案
物品の寄附など多様な応援者が存在	寄附金の受け皿が未整備

基本理念

市民が動物とともに生きる心豊かな社会の実現

目　標

- 適正飼養・終生飼養の普及と理解
- 「いのち」と向き合う地域社会の確立
- 受入・検査・治療・譲渡ができる体制の維持・確保
- 災害・感染症に対応した体制整備

基本ルール等

- 市・市民の責務
- 飼い方のルール
- 地域・福祉との連携
- 引取りの基準
- 収容動物の取扱い
- 動物愛護基金
- 災害時の措置